

## 2 健康・福祉



### 2-1 安心できる保健・医療体制づくり

#### 2-1-1 生涯を通じた健康づくり

##### 【現況と課題】

近年のライフスタイルの多様化などに伴う食生活の変化やスポーツ人口の減少、将来の疾病構造の傾向を踏まえ、生活習慣や運動習慣を改善して健康を増進することが課題となっています。

「美・緑なかい健康プラン（中井町健康増進計画・食育推進計画）」に基づき、健康づくり事業の実施やサポーターの養成・育成と活動支援などを推進してきましたが、今後も生涯にわたる心身の健康の維持・増進を図り、健康寿命<sup>※</sup>を延ばすことを目指した取組や自らの健康づくりを応援する環境づくりの推進が求められています。

また、「里都まち♡なかいネウボラ<sup>※</sup>」により妊娠期からの信頼関係の構築に努め、親子及びその家族のエンパワメント<sup>※</sup>向上の支援が必要とされています。

##### 【施策目標】

乳幼児から高齢者まで、生涯にわたり町民一人ひとりの健康づくりと疾病予防に努め、心身の健康の維持・増進を進めます。

#### 2-1-1-1 健康づくりを応援する仕組みと活動の充実

##### 【施策内容】

健康に関する情報提供を行うとともに、地域で健康づくりを進める人材の育成と活動の支援を行い、町民自らの健康づくりを家庭、地域、団体、行政で応援し、健康づくり活動の活性化を図ります。

#### 2-1-1-2 母子保健活動の推進

##### 【施策内容】

安心して子どもを出産し健やかに育てることができるよう、「里都まち♡なかいネウボラ」により、妊産婦健診や乳幼児健診、家庭訪問、育児相談などを通じ、親子とその家族に対する切れ目ない母子保健活動を推進します。

- <sup>※</sup>**健康寿命** : WHO(世界保健機関)が提唱した指標で、平均寿命のうち、健康で活動的に暮らせる期間のこと。
- <sup>※</sup>**里都まち♡なかいネウボラ** : 安心して出産を迎え子育てができるよう、不安な気持ちや悩みを気軽に相談できる環境を整え、妊娠期～出産～産後の継続した関わりを創出する場。
- <sup>※</sup>**エンパワメント** : 個人や集団が力をつけ、自分たちの置かれた不利な状況を変えていこうとする考え方。

### 2-1-1-3 食育・食生活改善の推進

#### 【施策内容】

広報紙などによる情報提供や健康教育・健康相談などの機会の充実とともに、人材の育成や団体の活動支援を行い、各ライフステージに応じた食に関する知識の普及により食育※・食生活改善に向けた取組を促進します。

### 2-1-1-4 未病を改善する活動の促進

#### 【施策内容】

「未病センター・なかい健康づくりステーション」を拠点として保健師など専門職による情報提供や個別及び集団指導を行うとともに、地域での取組を支援しスポーツなど他分野における活動や県西地域活性化プロジェクト※・県・企業などと連携して未病を改善する活動を促進します。



食育に関するセミナー

#### ※食育

：「食」を生きるうえでの基本と位置付け、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができるよう育てること。

#### ※県西地域活性化プロジェクト

：未病を改善し、住む人や訪れる人の健康長寿を実現するとともに、様々な地域の魅力をつなげて産業力を高め、自然といのち、世代が循環する地域づくりを進めることで、地域経済の活性化を図る県西地域で連携して取り組む事業。

## 2-1-2 地域医療体制の充実

### 【現況と課題】

現在、本町における診療、救急医療、夜間診療など医療体制については一次診療※が中心となっています。休日は足柄上1市5町で運営する休日急患診療所※を開設しています。

休日・夜間の二次救急医療※については、県立足柄上病院を中心に広域輪番制で対応し、小田原市消防本部による搬送体制が確保されています。

三次救急医療※については、重症患者で救急車による搬送が困難な場合にはドクターヘリによる救命救急センターへの救急搬送を実施しています。

また、町内及び近隣には産科医療機関が少なく、関係機関と連携して広域的に取り組む必要があります。

今後は、更なる医療機関との連携に努め、安心して暮らせる環境づくりに向けて、身近な地域でのかかりつけ医の定着や二次・三次救急医療体制の充実を図っていく必要があります。

### 【施策目標】

身近な地域で安心して医療を受けられるよう、休日や夜間急患診療における診療体制の充実をはじめ、地域・町内医療機関・広域的な大規模病院との連携を強化し、地域医療体制の充実を図ります。

#### 2-1-2-1 町内医療機関の充実

##### 【施策内容】

医師会や関係機関と連携・協力して医療機関の確保に努めるとともに、引き続きかかりつけ医の定着と訪問医療等在宅医療の充実に努めます。

#### 2-1-2-2 地域の医療機関との連携

##### 【施策内容】

町内の医療機関も含め、近隣の医療機関との連携を進め、身近な地域で安心して医療を受けられるように地域医療体制を整備し、かかりつけ医の定着を促進するとともに、近隣市町と連携しながら産科医療機関や二次・三次救急医療体制の充実を図ります。

#### 2-1-2-3 感染症危機管理対策

##### 【施策内容】

国・県・医療機関などと連携し、病原性の高い新型インフルエンザや危険性のある新感染症から町民の生命及び健康を保護し、町民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるよう危機管理対策に努めます。

※一次医療、二次医療、三次医療：医療は、症状などによって3段階に分けられる。日常的な病気や外傷を対象とする外来診療を一次医療、専門外来や入院医療が必要な重症患者の医療を対象とするものを二次医療、先進的な技術を必要とする特殊な医療を対象とするものを三次医療という。

※休日急患診療所：休日に比較的軽症の患者を診療するとともに、入院治療を要する重症救急患者を、二次あるいは三次救急医療施設へ診療依頼する役割を担う診療所。

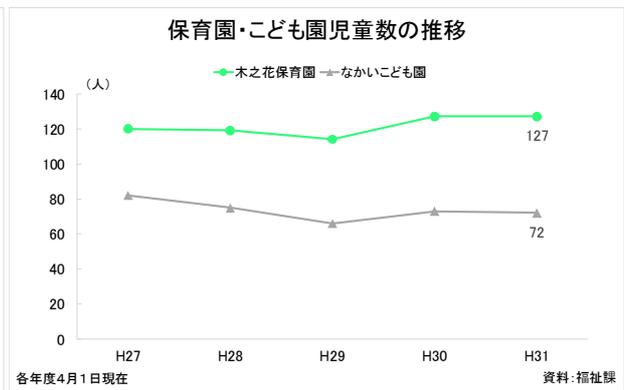
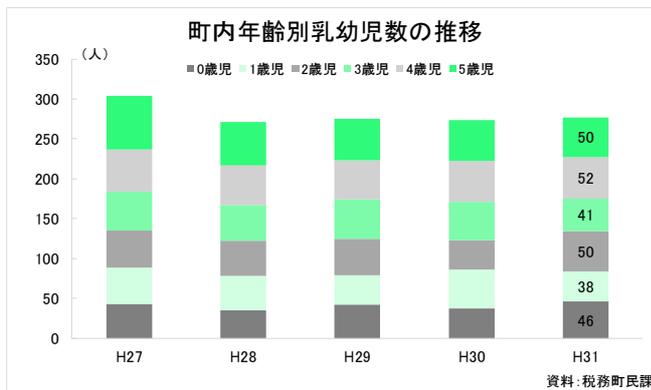
## 2-2 子育て・子育てしやすいまちづくり

### 2-2-1 子育て・子育て環境の整備

#### 【現況と課題】

女性の社会参画及び就労形態の多様化に伴い、子どもの保育ニーズにも柔軟性が求められる中、本町では幼保連携型認定こども園<sup>※</sup>を運営し、教育・保育の充実を図るとともに、こども園、民間保育所において一時保育<sup>※</sup>や延長保育<sup>※</sup>を、広域連携により病児・病後児保育<sup>※</sup>を実施するなど多様な保育サービスを提供しています。

公立保育所運営費の一般財源化や私立保育所等に対する補助金の増加等、財源確保が厳しい中、より一層の効率的運営及び教育・保育サービスの充実を図る必要があります。



#### 【施策目標】

女性の社会参画及び就労形態の多様化に伴う、子育てへの多様なニーズに対応した教育・保育サービスの充実に努めます。

#### 2-2-1-1 多様な保育ニーズへの対応

#### 【施策内容】

町内保育施設において、利用者の多様な保育ニーズに応えられるよう0～1歳児の受け入れ拡大、延長保育、病児・病後児保育などの充実及び提供に努めます。

- ※**幼保連携型認定こども園**：教育と保育を一体的に行う、幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っている施設。
- ※**一時保育**：通常保育園を利用していない家庭で、一時的に子どもの面倒をみるできないときに保育園や施設にて子どもを預かってもらうサービス。「一時預かり」「短期保育」などと呼ばれることもある。
- ※**延長保育**：仕事の事情などでやむを得ず既定の保育時間を超えてしまう場合に、時間を延長して子どもを預けられる制度。
- ※**病児・病後児保育**：児童が病期中又は病気の回復期にあつて、集団保育が困難な期間に、保育所・医療機関等に付設された専用スペース等において、保育及び看護ケアを行う保育サービスを提供する事業。

## 2-2-1-2 学童保育の充実

### 【施策内容】

保育所等に預ける期間を過ぎ、平日の放課後や夏休み等の長期休暇の子どもをどこに預けるのかといった「小1の壁<sup>※</sup>」を打破するために、学童保育<sup>※</sup>の継続に努めるとともに、地域の特性や実態を踏まえつつ「放課後子ども教室<sup>※</sup>」の実施について検討していきます。

## 2-2-1-3 子どもたちの居場所づくりの推進

### 【施策内容】

子どもたちの学力向上や多様な体験機会の充実を図るため、地域の人材の協力を得て土曜学習事業<sup>※</sup>を引き続き実施します。また、民間団体による子どもたちの居場所づくり活動を支援し、土日や放課後の子どもの居場所づくりを推進します。

## 2-2-1-4 保育所等の効率的運営の実施

### 【施策内容】

公立保育所運営費の一般財源化や私立保育所等に対する補助金の増加等、更なる財政負担を軽減するため、公立保育施設のより一層の効率的運営に努めます。



なかいこども園（絵本の読み聞かせ）

- 
- ※**小1の壁** : 共働きやひとり親世帯において、子どもの小学校入学を期に、仕事と育児の両立が難しくなること。親の退社時間まで子どもを預けられる施設がみつからなくなったり、保護者の負担が増えたりすることにより、働き方を変えなければならないような問題が生じる。
  - ※**学童保育** : 主に日中保護者が家庭にいない小学生児童（学童）に対して、授業の終了後に遊びや生活の場を与え、児童の健全な育成を図る保育事業。
  - ※**放課後子ども教室** : 放課後に子どもたちの居場所をつくるため、校庭や教室を開放し、地域住民の協力により、スポーツや文化活動ができるようにする取組。
  - ※**土曜学習事業** : 子どもたちの学力向上や多様な体験機会の充実を図るため、土曜日に幼児、小学生、中学生を対象にした学習を行う事業。

## 2-2-2 子育て・子育て支援の充実

### 【現況と課題】

近年、地域住民の連帯感の希薄化や核家族化の進展などにより、子育てに対する孤独や不安を感じる保護者が増加傾向にあります。県内でも子どもの虐待件数が急激に増加するなど、子どもの健やかな成長のためには様々な支援が必要となります。

そのため、本町では小児医療費の助成、教育・保育の無償化への対応、小・中学校の給食費の助成などにより子育て家庭への経済的負担の軽減や、安心して出産を迎え子育てができるよう、不安な気持ちや悩みを気軽に相談できる環境を整え、妊娠期から出産、産後の継続した切れ目のない子育て支援を行う「里都まち♡なかいネウボラ」をスタートさせたほか、子育て支援センターでの相談業務やファミリー・サポート・センター<sup>※</sup>事業など、各家庭のニーズに沿った支援を行っています。

また、行政・住民・関係機関が連携して、虐待の予防・早期発見などの確な対応が求められています。

### 【施策目標】

子育てに対する孤独感や不安感を緩和するための相談体制等の充実を図るとともに、地域で安心して子育てができる環境整備、経済的負担の軽減に努めます。

#### 2-2-2-1 地域における子育て支援サービスの充実

##### 【施策内容】

次代を担う子どもたちが地域において健やかに成長できるよう、ファミリー・サポート・センター及び子育て支援センターの機能の充実に努めるとともに、子育て等に対する相談体制の強化を図ります。

#### 2-2-2-2 子育て支援のネットワークづくり

##### 【施策内容】

子育て家庭に対して、きめ細やかな子育て支援サービス・保育サービスを効果的・効率的に提供するために、子育て支援のネットワークの形成を促進するなど、地域連携による子育て支援体制の確立に努めます。

#### 2-2-2-3 切れ目のない子育て・子育ての支援

##### 【施策内容】

小児医療費の助成や小・中学校の学校給食費の助成などによる経済的負担軽減のほか、専門家による相談体制の充実、産婦の交流の場（産後ほっとステーション<sup>※</sup>）の提供などの「里都まち♡なかいネウボラ」を推進し、引き続き本町ならではの妊娠・出産・子育てにわたる切れ目のない支援を行います。

※ファミリー・サポート・センター：「育児の援助ができる方」と「育児の援助を受けたい方」が会員となり、お互いが助け合いながら、地域で子育て支援を行う取組。

※産後ほっとステーション：産後の母子が集まり、赤ちゃんの体重測定や母乳育児相談などができ、リラックスできる居場所。

## 2-3 みんなで支え合う福祉のまちづくり



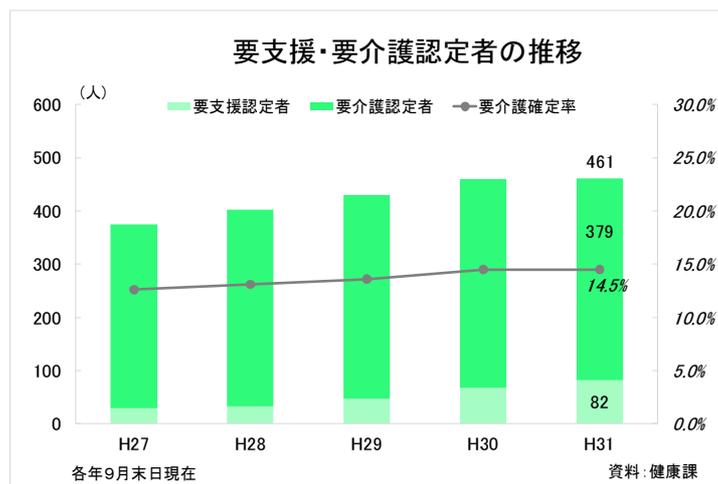
### 2-3-1 高齢者保健福祉の充実

#### 【現況と課題】

本町では、令和7年には65歳以上の高齢者が最も多くなる時期にあたり、令和12年には75歳以上の高齢者が最も多くなる時期にあたることが予想されています。高齢化の進展に伴い、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、医療・介護・福祉・生活支援のサービスが一体的に提供される体制（地域包括ケアシステム）を構築する必要があります。

これまでに、在宅医療・介護連携推進事業や生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業を開始するなど、地域包括ケアシステムの基盤整備の取組を行ってきましたが、今後はその体制の構築に向けた取組を推進する段階にあります。

また、国においては自立支援、介護予防・重度化防止の推進を図るよう示しており、高齢者がいきいき・はつらつと社会で活躍できる環境づくりを進めるため、関係機関と連携しながら地域支援事業の充実を図るとともに、参加しやすい学習の場や交流の場を充実させていくことが求められています。



#### 【施策目標】

高齢者の暮らしを地域全体で支える体制づくりを推進するとともに、健康づくり・介護予防の充実や生きがいづくりを支援することにより高齢者が安心して暮らせるまちづくりを目指します。また、認知症についても普及啓発をはじめ、予防から早期発見・早期対応、参加しやすい場づくりを含む総合的な施策を推進します。

#### 2-3-1-1 高齢者にやさしい環境整備

#### 【施策内容】

介護保険の円滑な運営を図るため、「中井町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき各種施策を推進するとともに、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、医療・介護・福祉・生活支援を一体的に提供するための地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を継続的に推進し、充実を図ります。

また、認知症に関する正しい知識の普及啓発を図るとともに、認知症高齢者とその家族を支援する体制整備を進めます。

## 2-3-1-2 介護予防事業の充実

### 【施策内容】

介護予防や日常生活支援の充実を図るとともに、健康づくり事業と連携し高齢者が生涯にわたり心身ともに健康で自立した生活を継続できるよう包括的な支援を行います。

また、地域の「通いの場」の拡大や専門職の関わり等による充実を図り、介護予防活動を促進します。

## 2-3-1-3 社会参加の促進といきいきした生活の支援

### 【施策内容】

高齢者の交流の場として地域のサロン活動を展開するとともに、高齢者の豊かな知識や経験を生かしたボランティア活動など社会参加を促し、生活支援サービスの充実との一体的な推進を図ります。



転倒骨折予防事業

## 2-3-2 障がい者福祉の充実

### 【現況と課題】

障がいのある方が自立し地域住民と共生できる地域社会を築いていくために、地域の人々から障がいと障がいのある方に対する正しい理解と認識を深めてもらうことは重要なことです。これまでの取組により「ノーマライゼーション<sup>※</sup>」の理念は町民に浸透しつつあり、障がいのある方や障害者福祉についての関心や理解も徐々に広がりつつあると考えられます。

こうした中、ノーマライゼーションの考え方に基づく「施設・病院から地域へ」という一つの流れの中で、障がいのある方と地域の関わりは、今後、深くなっていくと考えられます。

障がいのある方が地域で自立した生活を営んでいくために、引き続き障害者総合支援法や児童福祉法に基づく支援サービスを実施するとともに、就労や社会活動への参加の支援が必要です。

### 【施策目標】

障がいのある方が、障がいのない方と同じように地域で自立した生活を送ることができるよう、一人ひとりのニーズに応じた支援、ライフステージを通じた生涯支援を行い、共に暮らす地域社会の実現を目指す中で、自立支援サービスをはじめとした障害福祉サービスの拡充を図るとともに、就労など社会活動への参加に向けた支援に努めます。

### 2-3-2-1 障害福祉サービスの充実

#### 【施策内容】

住み慣れた地域で自立した生活が続けられるよう、町内の事業所等の誘致等も含め、一人ひとりのニーズに配慮した障害福祉サービスの提供体制の充実を図ります。また、疾病や障がいの早期発見に努め、療育体制の整備等によるライフステージにあわせた支援を行います。

### 2-3-2-2 精神障がい者等福祉の充実

#### 【施策内容】

精神障がいのある方の地域での生活を支援するため、町民の理解促進に向けた取組やサービスの整備・拡充と併せ、関係機関との連携強化を図ります。

### 2-3-2-3 就労・社会参加活動の支援

#### 【施策内容】

障がいのある方の社会参加促進のため、移動手段に対する支援や広域での就労支援センターの活用、障害福祉サービスなどを通じた就労支援、さらにスポーツや文化活動を通じた仲間づくりなどを支援します。

<sup>※</sup>ノーマライゼーション：「障がいのある人が障がいのない人と同等に生活し、ともにいきいきと活動できる社会を目指す」という理念。

## 2-3-3 地域で支え合う福祉のまちづくり

### 【現況と課題】

少子高齢化や核家族化の進展により、家庭や地域での助け合い・支え合いという住民相互のつながりが希薄化し、子育て家庭や高齢者、障がいのある方に対する支援の必要性は高まっています。

誰もが住み慣れた地域でいつまでも安心して生活し続けるためには、保健・医療・福祉の連携はもとより、地域の支え合いや助け合いによる地域福祉の仕組みづくりが重要であることから、地域包括支援センター※を中心とした地域包括ケアの充実や地域生活支援拠点の整備に向けた関係機関との連携、地域のネットワークの構築、ひとり親家庭等の自立に向けた生活支援など総合的な対策が求められています。

また、バリアフリーの推進などハード面における対策も行っていく必要があります。

### 【施策目標】

多様化する福祉施策に対するニーズに対し、地域包括ケアシステムや地域生活支援拠点の整備による子育て家庭や高齢者、障がいのある方への支援やひとり親家庭等の自立に向けた支援など、地域・関係団体・行政が一体となり、協働で取り組む福祉のまちづくりを推進します。

### 2-3-3-1 地域ぐるみ福祉ネットワークづくり

#### 【施策内容】

支援を必要とする人たちを地域で支えていくために、町民・自治会・各種団体・行政などの相互連携によるネットワークづくりを推進するとともに、地域福祉を支える人や団体の育成・支援を行います。

### 2-3-3-2 生活福祉の充実

#### 【施策内容】

保健・医療・福祉に関する情報提供と様々な相談への対応を関係者、関係機関との連携強化を図り、個々に応じたきめ細かい支援を行うとともに、声かけなど地域の自主的な見守り活動の促進に努めます。

### 2-3-3-3 ひとり親家庭への支援

#### 【施策内容】

ひとり親家庭を対象とした民生委員・児童委員※等との連携を密にした相談活動の充実や児童扶養手当・ひとり親家庭等医療費助成制度など、引き続き自立に向けた支援を行います。

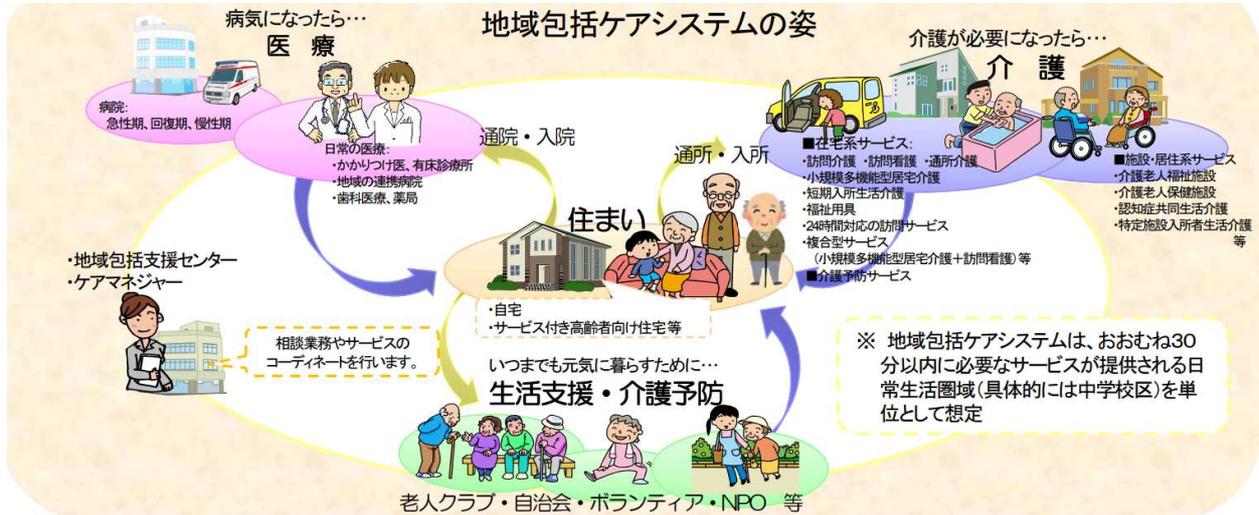
※**地域包括支援センター**：高齢者の暮らしを地域でサポートするための拠点として、自治体などにより設置されている機関。介護・医療・保健・福祉などの側面から高齢者や家族を支える総合相談窓口としての機能を持つ。

※**民生委員・児童委員**：厚生労働大臣の委嘱を受けて住民の立場に立った相談・助言・援助を行い、関係機関等と協力して地域保健福祉の推進、児童福祉の向上を目指して活動する人。児童福祉法により民生委員は児童委員を兼ねており、そのため「民生委員・児童委員」と呼ばれている。

## 2-3-3-4 ユニバーサルデザインの推進

### 【施策内容】

地域が快適でいつまでも住み続けたい場所であるために、地域の声を生かしながら、公共的施設や道路などのユニバーサルデザイン<sup>※</sup>の推進に努めるとともに、高齢者や障がいのある方などに配慮ができる意識を醸成するため普及啓発を図ります。



地域包括ケアシステムのイメージ  
(出典：厚生労働省「地域包括ケアシステムの構築に向けて」)

※ **ユニバーサルデザイン**：障がいの有無や年齢、性別、人種などにかかわらず、たくさんの人々が利用しやすいように製品やサービス、環境をデザインする考え方。